

議案第 16 号

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 25 年 3 月 4 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、非常勤特別職に対する報酬の支給方法を見直すこと等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 6 年大口村条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「報酬を月額で」を「報酬を年額及び月額で」に改める。

別表中「大口町障害者自立支援審査会委員」を「障がい者自立支援審査会委員」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(報酬の支給) 第3条 報酬を<u>年額及び月額</u>で受ける非常勤の職員には、その職についた日から報酬を支給し、その職を離れたときは、その日まで報酬を支給する。ただし、日を同じにして職に異動を生じたときは、その日の翌日から新たな職に対する報酬を支給する。 2 略	(報酬の支給) 第3条 報酬を月額で受ける非常勤の職員には、その職についた日から報酬を支給し、その職を離れたときは、その日まで報酬を支給する。ただし、日を同じにして職に異動を生じたときは、その日の翌日から新たな職に対する報酬を支給する。 2 略

新		
別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略
<u>障がい者自立支援審査会委員</u>	審査判定業務 1回 20,000円	〃
	その他 1回 5,900円	〃
略	略	略
備考 略		

旧		
別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略
<u>大口町障害者自立支援審査会委員</u>	審査判定業務 1回 20,000円	〃
	その他 1回 5,900円	〃
略	略	略
備考 略		